

平成23年10月20日

新潟市建設工事入札参加業者各位

財務部契約課
土木部技術管理課

入札参加資格申請の「総職員数」の取り扱いについて

総合評価方式案件における障がい者雇用の評価項目は、入札公告に添付の「自己評価にあたっての留意事項」のとおり、入札参加資格申請（新規・2年毎の継続申請）時の「総職員数」により評価点を算定しております。

よって、入札参加申請時の「総職員数」については、「常勤・非常勤」、「雇用期間の定めの有無」等を問わないすべての従業員数でお願いいたします。

申請時に、これによらない職員数を記入された方は、速やかに下記までご連絡ください。

なお、「申請時の総職員数」と「現在の総職員数」に相違があっても、上記下線部の基準に沿った申請をされた場合は、対応は必要ありません。

すべての従業員数の基準日は、新規申請をした方は申請時の日付、継続申請をした方は平成23年4月1日とします。

問い合わせ先

新潟市財務部契約課工事契約係

直通 025 - 226 - 2217